

# 京野菜産地基盤づくり事業

## 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による観光客やインバウンドの減少を受け、青果物の需要は飲食店向けが減退する一方、家庭消費が増加し量販店や宅配の需要が伸びるなど、これまで経験したことがない事態が生じている。

このような予測困難な状況においては、京野菜の出荷調整作業の集約・省力化によりコスト低減を図るとともに、ロットの確保と販路を共有し様々な需要に柔軟に対応できる出荷販売体制を構築する必要があることから、生産者同士の連携によるこのような取り組みを支援することで、不測の事態にあっても安定した園芸品目の生産及び集出荷が可能な産地づくりをめざす。

## 2 事業構成

### (1) 事業要件

ア 補助事業者：市町村、活動の範囲が府内の2以上の市町村の区域にわたる団体  
事業実施主体：農業者等又は農業法人2戸以上（1法人＝1戸）で構成する連携体

### イ 受益面積

＜野菜＞ブランド品目 10a 以上、他は概ね 50a 以上

＜花き・その他園芸品目＞概ね 30a 以上

ウ 10%以上のコスト削減又は10%以上の販売額の増加

エ 連携体規約等の作成

(2) 対象品目 園芸品目（コロナ禍でも需要が堅調な（販売額を事業実施年以上に伸ばす）品目）

(3) 事業内容 集出荷加工体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備

(4) 補助率 4/10 以内（不利地 4.5/10 以内）

※以下の場合、優先採択

- ・ F O E A S の施工地区又は今後施工する地区
- ・ 環境負荷低減事業活動計画認定済みの品目に係る取組

# 京野菜産地基盤づくり事業実施要領

令和 3 年 4 月 1 日  
3 農 産 第 2 7 6 号  
改正 令和 5 年 4 月 1 日  
5 農 産 第 2 4 8 号

## 第 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による観光客やインバウンドの減少を受け、青果物の需要は飲食店向けが減退する一方、家庭消費が増加し量販店や宅配の需要が伸びるなど、これまで経験したことがない事態が生じている。

このような予測困難な状況においては、京野菜の出荷調整作業の集約・省力化によりコスト低減を図るとともに、ロットの確保と販路を共有し様々な需要に柔軟に対応できる出荷販売体制を構築する必要があることから、生産者同士の連携による取り組みを支援することで、不測の事態にあっても安定した園芸品目の生産及び集出荷が可能な産地づくりをめざす。

## 第 2 事業の内容等

本事業の事業種目、事業実施主体、対象作物、事業内容、事業期間、採択要件及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

## 第 3 事業の実施等

### 1 事業実施計画

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画（別記第 1 号様式別紙）を市町村の長に提出するものとする。ただし、農業協同組合が広域合併しているところで受益市町村が複数の場合は、広域農業協同組合の長に提出することができるものとする。
- (2) 市町村の長及び広域農業協同組合の長は、前号の事業実施計画をとりまとめ、事業実施計画承認申請書（別記第 1 号様式）を作成し、管轄する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町（以下「京都市等」という。）の長並びに京都市等の管内の広域農業協同組合の長にあつては知事）に提出するものとする。ただし、事業実施主体が広域農業協同組合、農業者が組織する団体、農業法人及び農業公社（以下「広域農業協同組合等」という。）であり、かつ受益市町村が複数となる場合にあっては、当該広域農業協同組合等の長は、事業実施計画承認申請書を主たる事業実施地域を含む市町村を管轄する京都府広域振興局長（主たる事業実施地域を含む市町村が京都市等の農業協同組合の長（以下「京都市等の農業協同組合の長」という。）

にあつては知事)に直接提出することができるものとする。また、事業実施主体が全国農業協同組合連合会京都府本部(以下「全農京都府本部」という。)の場合にあつては、全農京都府本部の長は、事業実施計画承認申請書を知事に提出するものとする。なお、市町村の長、広域農業協同組合等の長及び全農京都府本部の長(以下「市町村長等」という。)は、事業実施計画承認申請書を提出するに当たり、事業実施主体の計画の内容を検討し、必要な指導、調整を行うものとする。

(3) 知事は、前号の事業実施計画承認申請書の提出があつたときは、これを審査し、内容が適当であると認められる場合は、当該市町村長等に対して事業実施計画の承認を行うものとする。

(4) 事業実施計画承認申請書の変更については、事業実施計画変更承認申請書(別記第2号様式)を用い、その手続については、(1)から(3)までの規定を準用する。

なお、この要領に基づき事業実施計画の変更を要するものは、農業振興事業費補助金交付要綱(昭和35年京都府告示第928号。以下「交付要綱」という。)第2条の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

## 2 補助金交付申請

(1) 市町村長等は、計画承認を受けた後、補助金交付申請書(別記第3号様式)を管轄する京都府広域振興局の長(京都市等の長、京都市等の広域農業協同組合等の長及び全農京都府本部の長(以下「京都市等の長等」という。))にあつては知事)に提出するものとする。

(2) 交付要綱第4条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書(別記第4号様式)を京都府広域振興局の長(京都市等の長等にあつては知事)に提出するものとする。

なお、この要領に基づき交付申請の変更を要するものは、交付要綱第2条の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

## 3 事業の実施

事業実施主体は、府、市町村、農業団体等の指導のもとに、知事の承認を受けた事業実施計画書に従って事業を実施するものとする。

## 4 実績報告

交付要綱第5条に規定する実績報告は、補助金実績報告書(別記第5号様式)によるものとし、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあつた年度の3月15日のいずれか早い日までに京都府広域振興局の長(京都市等の長等にあつては知事)に提出するものとする。

## 5 実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から3年間の毎年度、当該年度の事業実施状況報告（別記第6号様式別紙）を翌年度の4月末日までに市町村長等に提出するものとする。
- (2) 市町村長等は、(1)の報告を受けたときは、報告があつてから10日以内に事業実施状況報告書（別記第6号様式）を知事又は京都府広域振興局長に提出するものとする。

## 第4 府の助成

知事は、当該事業の実施に係る経費を予算の範囲内において、市町村長等に対し助成するものとする。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則（5農産第248号）

この実施要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表 京野菜産地基盤づくり事業

事業実施主体	農業者等又は農業法人（1法人は1戸とみなす）2戸以上で構成する連携体
対象作物	事業実施により実施前の販売額から向上することが見込める園芸品目（「京のブランド産品」を優先する。）
事業内容	<p>集出荷加工体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備</p> <p>1 一次処理、加工機械・施設</p> <p>(1) 一次処理、加工機械・施設</p> <p>(2) 内質、成分分析機</p> <p>(3) これらに附帯する機械・施設等</p> <p>2 流通機械・施設等</p> <p>(1) 集出荷用機械設備及びこれに附帯する専用ハードコンテナ等</p> <p>(2) 再利用される集出荷用専用ハードコンテナ及びこれに附帯する機械設備等</p> <p>3 集出荷調整作業を効率的に運用するための情報通信技術を活用した集出荷調整システム導入等</p>
事業期間	1年間
採択要件	<p>1 受益面積は、次の要件を満たすこと。</p> <p>&lt;野菜&gt;</p> <p>ブランド認証品目 10a 以上</p> <p>その他品目 概ね 50a 以上</p> <p>&lt;花き・その他園芸作物&gt;</p> <p>概ね 30a 以上</p> <p>2 次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。</p> <p>(1) 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <p>(2) 販売額の10%以上の増加</p> <p>3 連携体の規約を策定していること。</p> <p>なお、受益地において安定的な作物栽培に向けて今後地下水位制御システム（FOEAS）の施工又は施工計画がある取組及び環境負荷低減事業活動実施計画認定済みの農業者等が実施する取組を優先採択するものとする。</p>
補助率	<p>4 / 10 以内（4.5 / 10 以内）</p> <p>（ ）内は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定により公示された地域を含む市町村（京都市を除く。）に適用する。</p>